

本籍		現住所		出生地		年	月	日	事	項	序	名
氏名	姓	年月出生日の	昭和二年五月二七日生	旧氏名	姓	かけい	えい	いち	寛榮一			
姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓
一	三一	外務事務官(大臣官房)の併任を解除する	法務省	一	五	外務事務官(大臣官房)の併任を解除する	法務省	一	一	五	外務事務官(大臣官房)の併任を解除する	法務省
六	五	外務省に出向させる	法務省	六	五	法務省議会幹事の併任を解除する	法務省	六	四	四	法務事務官(法務省刑事局付)の併任を解除する	法務省
		法務省議会幹事に併任する	法務省			法務事務官(法務省刑事局付)に併任する	法務省				検事総長秘書官の併任を解除する	法務省
		法務省刑事局付に充てる	法務省			検事総長秘書官に併任する	法務省				検事総長秘書官の併任を解除する	法務省
		法務事務官(法務省刑事局付)に併任する	法務省			法務事務官(法務省刑事局付)に併任する	法務省				法務事務官(法務省刑事局付)に併任する	法務省
		外務事務官(大臣官房)に併任する	法務省			外務事務官(大臣官房)に併任する	法務省				外務事務官(大臣官房)に併任する	法務省





履歴書用紙										外務省	最高裁判所
年	月	日	事	項	法務省	外務省	最高裁判所				
昭和五二	六	九	る								
五三	一	一	法務大臣官房秘書課長谷川輝外國出張につき同課長								
一七	四	八	事務代理を命ずる								
			事務代理の期間は昭和五十一年七月十日までとする								
			公証人審査会委員に併任する								
			法務大臣官房人事課長に充てることを解く								
			法務省人事管理官を免ずる								
			公証人審査会委員の併任を解除する								
			法務省共済組合運営審議会委員を免ずる								
			青少年問題審議会幹員に任命する								
			司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く								
			佐賀地方検察庁検事正に配置換する								
			青少年問題審議会幹事を免ずる								

五 四	八 二	二 一	最 高 檢 察 廳 檢 事 に 配 置 換 す る	法 務 省
		二 九	法務大臣官房長に充てる	最高裁判所
		三 〇	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	内閣
	九 一	一	法制審議会幹事に併任する	法務省
		二 六	日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本國 における合衆國軍隊の地位に関する協定第二十五条 による合同委員会日本政府代表代理を命ずる	内閣
		二 九	日本國における国際連合の軍隊の地位に関する協定 第二十条による合同会議日本政府代表代理を命ずる	内閣
		二 六	第九十四回国会政府委員を命ずる	内閣
		二 一	第九十五回国会政府委員を命ずる	内閣
		二 一	第九十一回国会政府委員を命ずる	内閣
		一 九	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所
		一 九	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に併任する	内閣
		一 九	第九十六回国会政府委員を命ずる	内閣
		一 九	法務大臣官房長に充てることを解く	法務省
		一 〇	日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本國 における合衆國軍隊の地位に関する協定第二十五条 による合同委員会日本政府代表代理を免する	内閣
		一 〇	日本國における国際連合の軍隊の地位に関する協定 第二十条による合同会議日本政府代表代理を免する	法務省

履歴書用紙							最高裁判所	
年	月	日	事	項	序	名	法務省	
昭和五十九	一	一一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する		"	最高裁判所		
		タ	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する		"			
"	二	六	第一百一回国会政府委員を命ずる		"			
"	四	二四	動物保護審議会幹事に任命する		"	内閣		
"	九	一七	大韓民国へ出張を命ずる		"			
"	タ		出張期間は昭和五十九年九月二十四日から同月三十日までとする		"			
"	一〇	一二	法制審議会刑事法部会委員に併任する		"			
"	タ	一八	完春対策審議会幹事に任命する		"			
"	一一	一	第一百一回国会政府委員を命ずる		"			
六〇	五	二八	自然環境保全審議会幹事に任命する		"			
"	一〇	一四	第一百三回国会政府委員を命ずる		"			
"	一一	一四	法務事務次官に任命する		"			

覽  
榮  
一